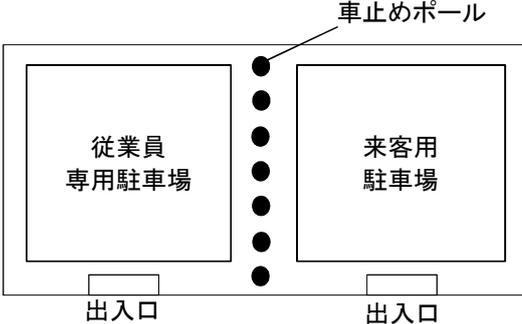
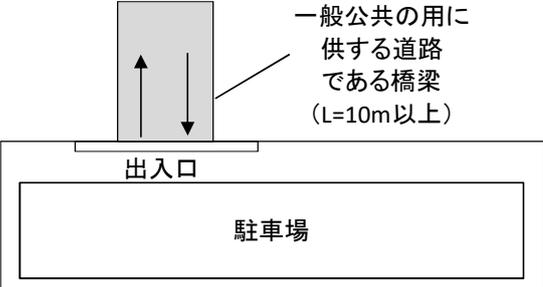
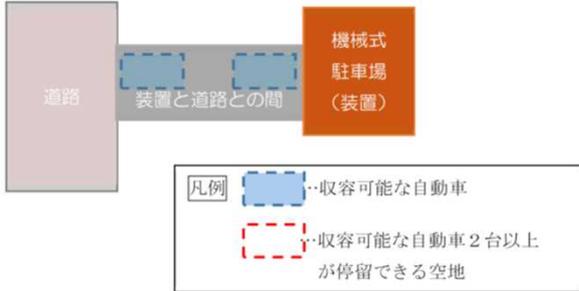
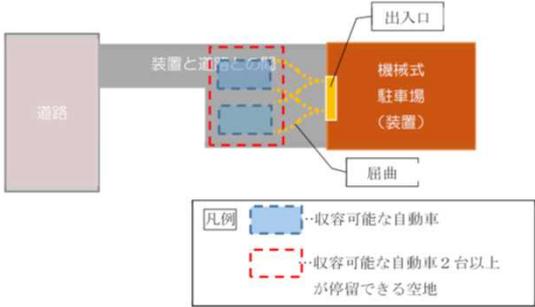
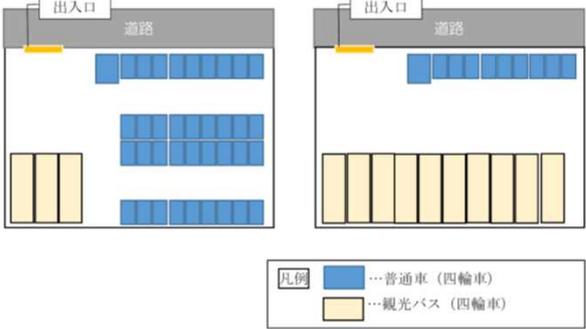
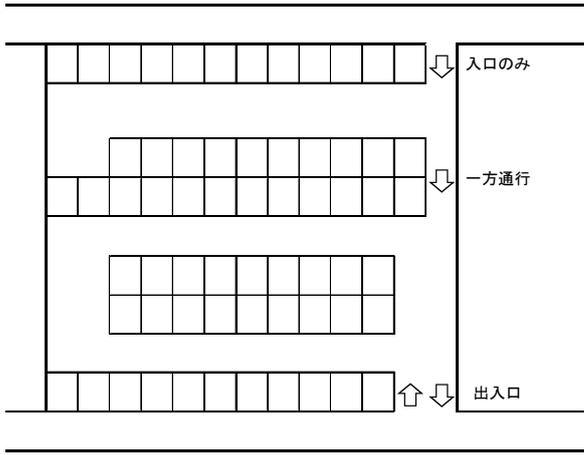


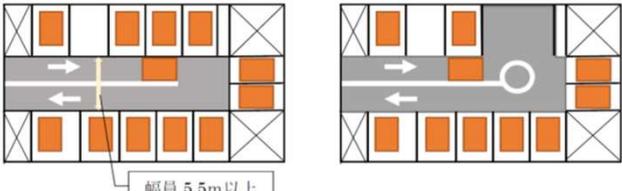
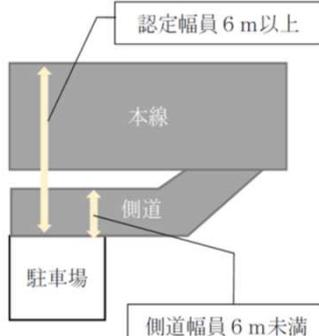
駐車場関係施策に関する質問への回答等

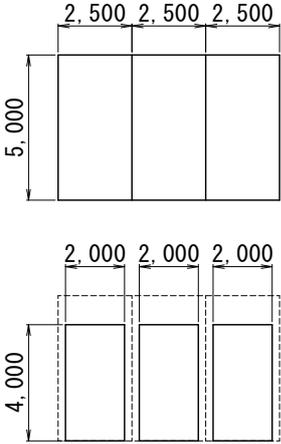
番号	意見、質問等	回答
1	<p>以下のように従業員専用駐車場と来客用駐車場を分離している駐車場において、着脱式ポールや埋込式ポールのように取り外し可能な構造物であるものの災害時以外は車両通行させず完全に分断する運用である場合、一般公共の用に供すると見なされる部分は、来客用駐車場のみと判断されるか。</p> 	<p>一般公共の用に供する駐車場とその他の駐車場が一体のものとなせるかどうかについては、各地方公共団体にて適切にご判断いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、一般公共の用に供する駐車場とその他の駐車場が一体のものとなせる場合、前者の駐車場が自動車の駐車用に供する部分の面積が500㎡以上であれば、当該駐車場は全体として駐車場法の技術的基準の適用を受けるものと考えます。</p>
2	<p>6,000㎡以上の路外駐車場において、前面道路に中央分離帯があり右折出庫車両と右折入庫車両との錯綜が生じない場合、出口と入口の10m以上離隔の規制適用外となっているが、下図のような右折出庫車両と右折入庫車両との錯綜が生じない場合も、出口と入口の10m以上離隔の規制適用外と判断してよいか。</p> 	<p>駐車場法施行令第7条第1項の規定により、橋に駐車場の出入口を設けることはできません。</p> <p>橋に出入口を設ける場合は、駐車場法施行令第7条第2項により国土交通大臣の認定を受ける必要があります。</p>
3	<p>特定用途について、店舗のバックヤードなどは特定用途と判断すべきか。それとも、売場部分のみを対象とし、バックヤードや風除室、廊下、便所などは対象外とすべきか。</p>	<p>自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途を「特定用途」として、駐車場法施行令第18条において各施設を限定列举しておりますが、面積算入対象範囲については、附置義務条例の運用にあたり、当該施設の実際の用途や運用などにより異なりますので、地方公共団体による個別具体的な判断になるものと考えます。</p> <p>また、駐車場法第20条第1項にある「延べ面積」とは、建築基準法施行令第2条第1項第4号にいう延べ面積であって、建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積による床面積の合計と考えます。</p>
4	<p>駐車場法施行令第18条に定める特定用途について、それぞれの用途の詳細(定義)をご教示願いたい。</p>	<p>自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途を「特定用途」として、駐車場法施行令第18条において各施設を限定列举しておりますが、それぞれの施設の定義は明確に定めておりませんので、附置義務条例の運用にあたり、当該施設の実際の用途や運用等により、地方公共団体による個別具体的な判断になるものと考えます。</p>

番号	意見、質問等	回答
5	<p>これまで時間貸駐車場として利用していたスペースをカーシェアリング用の駐車スペースに転用する事例が出てきている。カーシェアリング用駐車スペースについて、一般公共の用に供する駐車場と専用駐車場、どちらとして取扱うべきか。</p>	<p>カーシェアリング用の駐車スペースは、事業者が会員向けのサービスを提供するために確保していることが一般的であると考えられるため、専用駐車場(一般公共の用に供しない駐車場)の扱いになるものと考えます。</p>
6	<p>駐車場においても技術革新が進み、路外駐車場では事前予約が可能となるアプリが登場するなど、サービスが多様化しています。</p> <p>こうした中、「駐車場の入口で管理人等が一般の利用を排除している場合」以外にも「専用駐車場」として想定されるケースがございましたら例示いただけませんか。</p>	<p>カーシェアリング用の駐車スペースは、事業者が会員向けのサービスを提供するために確保していることが一般的であると考えられるため、専用駐車場(一般公共の用に供しない駐車場)の扱いになるものと考えます。</p> <p>事前予約制の駐車スペースは、システムの運用形態等により、必ずしもその全てが専用駐車場(一般公共の用に供しない駐車場)とは言い切れないものと考えます。</p>
7	<p>台東区では、観光バス来訪増加への対策に苦慮しているところである。周辺区でも来訪増加に苦慮している実態があり、令和2年に開港予定の東京国際クルーズターミナルに大型客船が来航することで、さらなる観光バス来訪増加が懸念される。オリンピック、パラリンピック開催以降の観光客の増加予測を踏まえ、本区のみでの対応では限界があり、国や東京都を含め、広域的な観点から、早急に観光バス駐車場確保についての対応が必要である。こうした課題への対応について、国としてどのようにお考えか、伺う。</p>	<p>観光バス駐車場の整備について、一定の条件のもと社会資本総合交付金等にて支援が可能ですので、具体的な計画をもって、当課までご相談ください。</p>
8	<p>公共駐車場の利用料金はどのような基準で設定されているもしくはされるべきなのか、ご教授ください。</p>	<p>国土交通省のHPにて、「標準駐車場条例」を公表しているので、ご参考ください。  <a href="http://www.mlit.go.jp/common/001258098.pdf">http://www.mlit.go.jp/common/001258098.pdf</a></p> <p>※なお、「標準駐車場条例」は、各地方公共団体が定める駐車場条例の雛形であり、ここで示している基準値等は一応の目安に過ぎないため、各都市における状況等に応じて、適切に対応してください。</p>
9	<p>特定路外駐車場では車いす利用者用駐車施設を1以上設けなければなりません。設けられる車いす利用者用駐車場が精算機の外にある場合に、路外駐車場区域内と判断できるかどうかご教示願います。</p> <p>本件事例では、駐車場敷地はGLより450mm高く、計画では、車いす利用者用駐車施設のみ、GLとフラットで精算機の外に設けています。路外駐車場の要件の一つが有料であることですが、本事例の車いす利用者用駐車場は無料での運用を想定しています。</p>	<p>左記のような車いす利用者用駐車施設が特定路外駐車場に含まれるかどうかは、駐車場の構造や運用形態等を踏まえたうえで、バリアフリー法の趣旨に鑑み、各地方公共団体において適切にご判断願います。</p>

番号	意見、質問等	回答
10	<p>機械式駐車場の認定証明書に記載されている空間について            駐車場法施行令第15条の規定による機械式駐車場の認定書別添の「認定の条件」の「令第8条(車路)関係」に記載されている「装置と道路との間に、収容可能な自動車2台以上を停留し、又はターンテーブルを設けることができる空地を設けること」について御教示ください。</p> <p>(1)「装置と道路との間」と「空地」について            ここでいう「装置と道路との間」は、車路を指すのでしょうか。または、車路とは異なるものの扱いなのでしょうか。この場合、駐車場法施行令第8条の対象となりますでしょうか。</p>	<p>(1) 駐車場法施行令第15条に規定する特殊の装置(機械式駐車装置)については、「機械式駐車装置の構造及び設備並びに安全機能に関する基準」(平成26年国土交通省告示第1191号)第7条に規定する車路に関する基準を満たす必要があります。</p> <p>なお、「装置と道路との間に～空地を設けること。」は、駐車場施行令第8条第1項に規定する「円滑かつ安全に走行できる車路」として必要な条件となります。</p>
11	<p>(2) 2台の停留方法(並び方)について            ここでいう2台とは、1台が入庫待ちの車両で、もう1台が出庫する車両のための空地として車両が横並びになる形状で空地を確保されることを想定していると思われませんが、図のとおり縦列に2台以上の空地を確保する形でも認定の条件に合致するという認識で支障ないでしょうか。</p> 	<p>(2) 左図の場合、入出庫の自動車のすれ違いが行えないため、「円滑かつ安全に走行できる車路」として不適切であると考えます。</p>
12	<p>(3) 出入庫の際の空地への車両の動き方について            前述(2)の「2台の停留方法」が車両横並びを前提としている場合、下の図のとおり、出入庫の際に生じる屈曲の回転半径(建築物の場合)等も考慮した設計にすることが必要でしょうか(駐車場法施行令第8条の対象となりますでしょうか)。</p> 	<p>(3) (1)の基準を満足したうえで、「円滑かつ安全に走行できる車路」たり得る構造となるよう留意してください。</p>

番号	意見、質問等	回答						
13	<p>普通車及び観光バスが駐車可能な路外駐車場があるとき、観光バスの利用が多い日(土日祝日等)とそれ以外の日を設定し、1つの路外駐車場設置届出書に観光バスの利用が多い日とそれ以外の日とで2つのパターンの駐車場規模を記載することにより、2つのパターン間で年間数十回行われる路外駐車場設置届出書の変更手続を省略することは可能でしょうか。</p> <p>【路外駐車場設置(変更)届出書 3規模欄 記入イメージ】</p> <table border="1" data-bbox="248 517 834 600"> <tr> <td>四輪車(注)専用</td> <td>(平日) ○○平方メートル</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(土日祝日) ××平方メートル</td> </tr> <tr> <td>駐車台数</td> <td>(平日) ◎台 (土日祝日) △台</td> </tr> </table> <p>(平日) (土日祝日)</p> 	四輪車(注)専用	(平日) ○○平方メートル		(土日祝日) ××平方メートル	駐車台数	(平日) ◎台 (土日祝日) △台	<p>例えば、届出書にそれぞれの運用パターンに関する事項を記載するとともに、管理規定にも当運用に関する事項を明記することで、届出の変更手続を省略することが可能と考えられます。</p>
四輪車(注)専用	(平日) ○○平方メートル							
	(土日祝日) ××平方メートル							
駐車台数	(平日) ◎台 (土日祝日) △台							
14	<p>第26回全国駐車場政策担当者会議質問2において、「歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるときその他特別な理由があるときには、2つの道路に面している場合、どちらにも出入口を設けることが可能である」とされています。このケースが適用される路外駐車場において、図のように出入口を二箇所に設置し、駐車場内の一部構造を一方通行にした場合、下側の入口から来る車は上側の駐車施設に駐車することができなくなりますが、このような構造にすることは可能でしょうか。</p> 	<p>駐車場法施行令第7条から第14条の規定を満たす必要がありますが、今回提示されている例であれば、設置することが可能であると考えます。</p> <p>なお、駐車場施行令第8条第1項で「自動車が円滑かつ安全に走行することができる車路を設けること。」となっておりますのでご注意ください。</p>						

番号	意見、質問等	回答
15	<p>下の図のような袋路状の車路において、終端部まで進んだ結果、終端部が満車で駐車できない場合、自動車は車路で転回する必要があるかと思われます。</p> <p>この場合、車路の幅員は、相互通行で必要な最小幅員の5.5メートルが確保されていれば十分という認識でよろしいでしょうか。</p> <p>または、車両が展開できるような車路の形状であったり転回広場を設ける必要があるのでしょうか。</p> 	<p>駐車場法施行令第8条第1項のとおり「自動車が円滑かつ安全に走行することができる車路を設けること。」が必要であると考えられます。</p>
16	<p>質問No15で示している図で、終端部で車両が転回できるように転回広場が設けられている場合、転回広場は車路として駐車場法施行令第8条の基準の適用対象となりますでしょうか。</p>	<p>自動車が走行する部分であれば車路として、駐車場法施行令第8条を満たす必要があります。</p>
17	<p>駐車場の出入口を設ける部分の道路の幅員について下の図のように、幹線道路において認定されている道路幅員は本線及び側道の合計で6m以上である一方で、出入口を設ける側道の実際の幅員が6m未満の場合、駐車場法施行令第7条に基づき、駐車場の出入口は幅員が6m以上の道路に接して設けていると判断することは可能でしょうか。</p> 	<p>認定されている道路幅員によらず、道路全体の幅員が6m以上である必要があります。</p> <p>なお、設置にあたっては、自動車の安全かつ円滑な走行が可能であり、駐車場での円滑な入出庫に支障がないことが必要であると考えられます。</p>
18	<p>駐車場法第4条「駐車場整備地区に関する都市計画が定められた場合においては、市町村は、その駐車場整備地区における路上駐車場及び路外駐車場の需要及び供給の現状及び将来の見通しを勘案して、その地区における路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する駐車場整備計画を定めることができる。」とあるが、国土交通省が監修する駐車場法解説には、駐車場整備計画を定めなければならない。と義務付ける説明となっている。どう解釈すべきか。</p>	<p>平成23年の駐車場法改正により、条文が「定めなければならない」から「定めることができる」と改正されました。</p>

番号	意見、質問等	回答
19	<p>下記の図のように、本来であれば2.5m×5.0m=12.5㎡の駐車スペースの大きさであるところを2.0m×4.0m=8.0㎡のラインを引いて、駐車のために供する面積は1台あたり8.0㎡であるという届出が出された場合、届出通りの1台あたり8.0㎡という取り扱いになってしまうのでしょうか。</p> 	<p>駐車場法上は駐車スペースの大きさに関する規定はありませんが、例えば、路外駐車場の管理規定には「構造上駐車することができない自動車」を記載することとなっている(規則第3条第2項)ため、これとの整合性を確認することで、駐車スペースの大きさの妥当性を判断することが可能です。</p> <p>管理規定例(第6条参照)  <a href="http://www.mlit.go.jp/common/001268113.pdf">http://www.mlit.go.jp/common/001268113.pdf</a></p>
20	<p>駐車場附置義務標準条例にある駐車施設の規模の規定では、附置しなければならない駐車施設の台数に0.3を乗じて得た台数の駐車のために供する部分の規模は、幅2.5m×奥行6mとされており、本市においても同様の運用を実施しております。</p> <p>相談にくる業者から、幅はわかるが奥行き6mは現行の車両を考えても大きく、配置に苦慮するという話があり、またどのような考え方に基づいているのか問われ、対応に苦慮したことがあります。</p> <p>つきましては、奥行き6mの考え方と、今後標準条例を変更する予定があるかなどご教授いただきますよう、お願いします。</p>	<p>標準駐車場条例に示す駐車スペースの大きさは、駐車場設計・施工指針第2編計画編2.4.2駐車スペースの「普通自動車」の大きさに準じています。</p> <p>※なお、「標準駐車場条例」は、各地方公共団体が定める駐車場条例の雛形であり、ここで示している基準値等は一応の目安に過ぎないため、各都市における状況等に応じて、適切に対応してください。</p>
21	<p>駐車場法による路外駐車場設置届出書、附置義務条例による駐車施設設置届について、廃止や、設置者の変更、施設改修に伴う変更の届出がされず、届出内容と現況とで相違がみられる場合が見受けられる。法に基づく調査や罰則の適用は、廃業等で管理者が存在しないこともあり、現実的には困難だと考える。</p> <p>届出と現状の相違について、他自治体の状況と、変更の届出を徹底させるような自治体の取り組み事例や有効な施策をご教示いただきたい。</p>	<p>路外駐車場管理者等に対して、設置の届出等の際に廃止等の届出が必要であることを伝えるほか、随時、路外駐車場の設置状況を確認するなどし、管理者が行方不明になることを未然に防ぐよう努めていただくこと等が考えられます。</p>
22	<p>商業施設などの既存の無料路外駐車場を有料化するケースがある。無料の駐車場については、届出や法に基づく是正指示ができないまま、出入り口の位置などが駐車場法施行令の基準に抵触した状況であることがあり、届出(有料化)の際に発覚する。その場合、事業者は既得権を主張し、現状のまま有料に切り替えることを求められ、対応に苦慮している。</p> <p>本市では法に基づく指導権限がないものについて、既得権は発生しないと考え、あくまでも有料の路外駐車場の新設と捉え、届出段階での基準適合を求め、特殊事情については国土交通大臣の認定を取るよう求めているが、問題ないか。</p>	<p>駐車場を無料で供用している場合でも、路外駐車場で自動車の駐車スペースの用に供する部分の面積が500㎡以上である場合は、駐車場法施行令第7条から第15条までの技術的基準を満たす必要があり、無料から有料化した際にも当然ながら、駐車場施行令の技術的基準を満たさなければなりません。</p> <p>なお、駐車場法第18条及び第19条の立入検査等及び是正命令は路外駐車場管理者に対してのみであり、料金の徴収を行わない路外駐車場を設置する者に対しては、駐車場法に基づく立入検査等及び是正命令を行うことはできません。</p>

番号	意見、質問等	回答
23	<p>毎年、開催されております全国駐車場施策担当者会議において、「駐車場関係施策に関する質問への回答等」でも何度か議題にあがっております、「一般公共の用に供される駐車場」の考え方についてですが、一般公共の用に供するかどうかの判断については、各地方公共団体に適切に判断願いますとの回答をいただいております。しかし、広域に渡り事業を展開している事業者からは、各市町村で対応が異なるため苦慮していると度々指摘を受けております。さらに昨今、駐車場事業者も出入庫をゲートタイプからカメラ式への更新など、管理形態も変更してきております。今後の判断材料といたし、過去の実績等を踏まえ具体的にどの様なケースが一般公共の用に供されると判断されるのかご教示願います。また、一般化した基準の作成は難しいとは思いますが、判断材料となる事例の紹介、または許可の実績などの情報提供をいただくことは可能かどうか併せてご教示いただけましたら幸いです。</p>	<p>「一般公共の用に供する」とは、不特定多数の者の直接の利用に供することです。専用駐車場と言い得るためには、当該駐車場の利用実態から一般公共の用に供されていないことが明らかでなければならないと考えられます。専用駐車場とする場合は、駐車場に入場可能な車両が定まっており、それに該当しない車両は排除される実態が備わっている必要があります。つまり、専用駐車場と判断される場合は、駐車場の入口で管理者等が一般の利用を排除している場合が該当するのであり、単に「〇〇デパート専用駐車場」といった看板を設けるのみ、あるいはゲート等を設けるのみでは、こうした実態が備わっているとは言いがたいと考えられます。</p>
24	<p>商業施設等に付随する駐車場における管理者が、施設自らから、駐車場事業者等第三者へと変更される場合の取扱いについてご教授いただきたい。</p> <p>駐車場法第12条において届出義務者は、「その利用について駐車料金を徴収するものを設置するもの」との規定があることから、直接の利用料金を駐車場事業者が徴収する限りにおいて、従前の管理者（商業施設）名で廃止届出を提出後に、新たな事業者（駐車場事業者）名で設置届出を行うよう指導している。</p> <p>一方で、事業者からは、他市では法第13条に定まる管理規程の変更届出で事足りるという申し出も受けているため、考え方を明らかにしていただきたい。</p>	<p>駐車場の管理・運営の形態等にもよりますが、路外駐車場管理者が変更された場合は、届出の変更と管理規定の変更が必要だと考えます。</p>
25	<p>駐車場法施行令第七条第一項ロでは、横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から5m以内の道路の部分について、出入り口の設置が制限されていますが、鉄道駅（地上・地下）や地下街の出入口における昇降口についても、同様に扱って差し支えないでしょうか。</p>	<p>道路を横断している歩道橋または地下歩道が該当するものと考えられます。</p>
26	<p>駐車場法施行令第七条第一項ハでは、児童公園の出入口から20m以内の部分について、出入り口の設置が制限されていますが、児童公園でないその他の公園についても、同様に扱って差し支えないでしょうか。</p>	<p>駐車場法施行令第7条第1項第1号ハに規定する「児童公園」は、都市公園法の「児童公園」（現、街区公園）ではなく「児童の利用する公園」という意味の一般名詞である。よって、現街区公園のみがこの「児童公園」対象になるものではなく、利用状況に応じて街区公園以外も対象となると考えます。</p>
27	<p>駐車場法施行令第七条第一項イでは、交差点の側端から5m以内の部分について、出入り口の設置が制限されていますが、T字路において、中央分離帯などで物理的に対側側と区切られている場合、対側側はその制限の対象となるのでしょうか。</p>	<p>当該T字路が道路交通法第2条第1項第5号の定義における交差点に該当する場合は、駐車場法施行令第7条第1項第1号イの対象となります。</p>
28	<p>駐車場法施行令第十条「建築物である路外駐車場において、直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に自動車の駐車のために供する部分を設けるときは、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百三十三条第一項若しくは第二項に規定する避難階段又はこれに代る設備を設けなければならない。」に記載されている「これに代る設備」とは具体的に何を指すのか。避難用のすべり台や避難梯子は該当するのか。</p>	<p>これに代わる設備とは、基本的には同等の性能、機能を有すると認められる設備と考えます。避難用のすべり台や避難梯子も同等の性能、機能を有すると認められれば、これに該当するものと考えます。</p>

番号	意見、質問等	回答
29	<p>自走式立体駐車場について、既存の立体駐車場に隣接して同じ事業者が新規の駐車場(別の敷地、別の建物)を設置しようとしています。</p> <p>その際に、歩行者のみが通行する渡り廊下を設置し2つの駐車場の行き来ができるように計画していますが、この場合、それぞれの駐車場を別個のものとして取り扱うものと考えておりますが、いかがでしょうか。(車両については互いの駐車場への行き来はありません。)</p> <p>また、仮に、歩行者に加えて車両が行き来する通路を設けた場合、1つの駐車場とみるべきでしょうか、別とみなすのでしょうか。</p>	<p>当該事例の場合、車両の行き来がない場合は別のものとみなして差し支えないと考えます。</p> <p>また、車両が行き来する通路を設けた場合、その構造にもよりますが、一体のものとみなせる場合は、ひとつの駐車場として扱います。</p>
30	<p>本市では、駅前の駐車場整備地区に限定した附置義務原単位の検討を行っております。検討にあたり、地区を限定した附置義務原単位の算定において、一般的な手法などございましたらご教示願います。また、他都市における具体的な事例などございましたら、併せてご教示願います。</p>	<p>附置義務駐車施設の原単位の見直しに係る考え方については、「まちづくりと連携した駐車場施策ガイドライン」をご参照ください。 (<a href="http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_tk_000085.html">http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_tk_000085.html</a>)</p> <p>また、他都市の事例として、「横浜市駐車場条例／同取扱基準」では、一部の地区において市長が別に定めた附置義務基準等を設定しています。</p>